

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、私から一般質問の中止等の日程変更を行った経過について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が九州でも拡大し、佐賀県内でもいつ発生してもおかしくない事態だと危機感を持っております。

本定例会を2日に開会いたしました。議会として本定例会会期中、県内、市内での発生を想定した議会運営について、去る3月5日、緊急に議会運営委員会を開催いただき対応策を協議いたしました。

結果、議会運営委員会の答申を受け、県内、市内で発生した場合の執行部の対応等を踏まえ、一般質問を中止し、12日からの議案審議以降の日程を繰り上げるなど、お手元に配付した日程表のとおり日程変更をしたものでございます。

特に、議会運営委員会の中で議論がありましたのが、一般質問をどうするのかでございました。

何回となく休憩をはさみながら、各委員はそれぞれの会派の議員と連絡を取っていただきながら、協議を重ねていただいたところでございます。

定例会での一般質問には、各議員が執行部も全力を傾けて準備していただいております。その準備も進む中での決定は、質問を予定されていた議員、とりわけ議会傍聴、またケーブルテレビでの放送を待たれていた多くの市民の皆様にご心配をおかけする状況になりましたこと、おわびを申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、市民の皆様におかれましてもさまざま不安をかかえられている状況を考え、この私の発言の後、現状での本市において新型コロナウイルス感染症対策に関する情報や対応状況について、市長に説明をお願いすることとしております。

2番 豊村議員

豊村議員／先ほど議長より新型コロナウイルスの感染拡大に対し、今回の議会の日程変更、また一般質問について中止すると説明がありました。

感染拡大の状況を踏まえて、議会運営委員会において慎重審議がなされ、日程変更等について議長に申し送られたものと思いますが、一般質問については、私を含め複数の議員より新型コロナウイルスに対する市の対応等も含めて質問が出されておりました。

もちろん、この件だけではなく各議員が武雄市における課題を、市民の声を聞きながら質問として取り上げるようにしていたところです。

そこで、議長として今回の事案について、今後のことを含め対応をどのようにお考えなのか、

たします。

議長／今、2番 豊村議員の議事進行について、議長としての見解を申し述べさせていただきます。

通告されていた議員の質問内容は執行部とされても十分に把握されていることですので、執行部とされても課題についてはしっかり対応していただくよう、申し入れを行っていきたいと思います。

11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／先ほど議長から、新型コロナウイルスの対応で、本定例会の一般質問については中止すると説明を受けたところでございますが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の健康と命までも脅かし、さらには1973年にはありませんけれども、トイレトペーパーが店頭で消えるという惨事までも引き起こし、先が見えない恐怖心が市民の不安の声につながっております。

市民からはマスクが手に入らずどうしたらいいのか、37.5度以上の熱があっても病院ですぐに診てもらえないのか、またPCRの検査はどこで市内では受診できるのかどうか、市にはこういったことが相談はできないのかどうか。

また、予定されていたイベントが中止となる中、観光さらにはさまざまな事業者への影響が出ており、早急に対策をとっていただきたいといった声が各議員にも届いているかと思いません。

さらに、唐突と声もあった小中高の一斉休校から一週間、学校現場ではどのような現状になっていたのか、きょうの佐賀新聞に、武雄市、小中高、16日開催へ、現状を踏まえ小松市長の英断の一日も早い英断の方針が発表をされておりました。

ただ、市内でも新型コロナウイルスの感染が心配される中、このようなときこそ住民の意思を反映する大事な議員活動の場である一般質問で、確認と情報発信をと思っていましたが、中止となった今、市民の声を、市民の不安をしっかりと受けとめ、市民の情報を議長としてどのように考えておられるのか、議長に見解を求めます。

議長／11番 松尾陽輔議員の議事進行につきまして見解を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策には執行部とされても大変苦慮されている面もあると思います。

また、現時点でできる限りの対応をしていただくよう申し入れを行ってまいります。

この際、対応状況、市長の思いについて発言をお願いしたいと思います。

小松市長

小松市長／おはようございます。

私より、本市における新型コロナウイルス感染症への対応状況について御報告申し上げます。まずは、このような状況に鑑み、本議会において、感染症対応最優先という考えのもと、一般質問を中止するという御英断をいただいた武雄市議会に対しまして深く感謝申し上げます。

さて、昨年12月、中国湖北省武漢市において発症が報告された新型コロナウイルス感染症は、世界中へ感染が拡大し、世界全体の感染者数は10万人を超えております。

日本国内においても、水際対策を初め、さまざまな対策が講じられてきましたが、1月15日に国内で初めて感染者が確認されて以降、国内の複数の地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模な集団感染が確認されております。

政府は、現在講じている対策と今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、まさに今がきわめて重要な時期であるとして、感染予防対策を国民へ呼びかけているところです。

佐賀県においては、1月27日に情報連絡室を設置。

また、国からの要請を受け、2月5日には感染症が疑われる例を診察する「帰国者・接触者外来」とあわせて、県内各保健所等には、電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う「帰国者・接触者相談センター」が設置されております。武雄市においては、1月15日の国内発生を受けて、組織的な機能強化を図るための情報連絡室や対策本部の設置に向けた体制づくりを進めてまいりました。

あわせて、全世帯に配布した感染予防対策チラシやポータルサイトを通じて、市民の皆様の感染予防と不安軽減を図っているところです。

さらに、市庁舎を初めとした市が管理する施設においては、手指消毒薬の設置、定期的な換気、職員のマスク着用等の対策により、来庁された方の感染予防に努めております。

2月21日、福岡県において感染者が確認されたことを受け、庁内関係各課による「武雄市新型コロナウイルス対策情報連絡室」を設置いたしました。

当分の間は毎日会議を開催し、情報収集と共有を図ってまいります。

また、「武雄市新型コロナウイルス感染症対策本部準備会議」を開催し、情報連絡室からの報告に加え、各部の対応状況や今後の対策について報告を受けた後、全職員が危機管理意識を持ち、市民生活を第一に考え、対策にしっかりと取り組むよう指示してまいりました。

まず、感染すると重症化する危険性が高いと言われている人工透析を受けている方や心臓や呼吸器系に疾患をお持ちの方への対策として、本市で備蓄しているマスクを配布いたしました。

今後も、マスクや消毒薬の備蓄に努め、状況を見ながら対応を行ってまいります。

子どもたちへの対応につきましては、国や県の要請を踏まえ、武雄市立の小中学校を3月3日から3月15日までを臨時休業といたしております。

児童生徒は、不必要な外出を避け、自宅で学習することを基本とし、学校は家庭と連絡を取りながら、児童生徒の健康状態について確認を行っております。

中学校の卒業式につきましては、3月6日に規模を縮小して実施いたしました。

3月19日の小学校の卒業式につきましても、現在のところ実施する方向であり、今後の動向を見きわめながら実施方法について検討してまいります。

小中学校の休業期間中、共働きやひとり親家庭のうち、家庭で児童の対応ができない場合、放課後児童クラブを開設して受け入れを行っております。

放課後児童クラブに登録をしていない児童を含む小学1年生から6年生までの全児童が対象であり、毎日、全児童数の15%程度の利用がっております。

現場では、放課後児童クラブの支援員に加え、学校生活支援員や教職員も対応に当たり、また、児童同士の濃厚接触リスクを下げるため、児童クラブ室だけでなく学校図書館や体育館、教室も活用しながら実施しております。

なお、市立小中学校の授業については昨日の夜に記者発表をしましたが、16日から再開する方針を固めました。

国・県の方針や今後の状況の推移を踏まえて、11日に最終判断を行いたいと考えております。学校の休業に伴う児童生徒の心理的ストレスや、各家庭での生活・就業への影響にも配慮しながら、引き続き、子どもたちの健康維持や十分な感染予防に努めてまいります。

経済面におきましては、各経済団体との意見交換を行う中で、海外からの団体客数の減少や8月の豪雨災害による打撃と風評被害などによる落ち込みから、ようやく戻りつつあった集客状況が、今回の感染症により、国内観光客にまでも急激な減少が及んでおり、加えて宴会等の自粛ムードなどもあり、観光業、商工業ともにきわめて厳しい状況であり、地域経済に深刻な影響が出ていると認識しております。

経済産業省からは、観光及び商工事業者に対するセーフティネット保証や特別貸付などが示されているところであり、既に武雄市役所に相談窓口を設置するとともに、武雄商工会議所及び武雄市商工会において相談窓口が設置されております。

本市といたしましても、当面の運転資金等の融資として小口融資制度を設けておりますが、商工業者の皆様が利用しやすいよう、早急に検討を重ねるとともに、国において同様の制度を新たに設けるといった情報も入っていることから、それらの内容を合わせて検討し、商工業者への支援が一日も早くできるよう、新型コロナ経済対策等関連予算案の準備を進めているところです。

今後、議員各位の御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

先が見通せない状況の中、各種イベントの中止や延期に加え、学校休業への対応など、市民

の皆様方の御心配や疲弊感はいかばかりかとお察し申し上げます。

現時点で佐賀県内での感染者は確認されておりませんが、今後、万が一県内で確認された場合には、速やかな対策本部の立ち上げ等の体制整備と BCP、事業継続計画に基づいた対応を行えるよう、万全の準備を整えてまいります。

市民の皆様方が一刻も早くもとの安心・安全な生活に戻ることができるよう、今後の動向を注視しながら、感染予防に向けた対策に全身全霊を掛けて取り組んでまいりますので、市民の皆様も健康管理に留意され、本市の取り組みに対する御理解・御協力を切にお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長／小松市長、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策に対する万全の備えを重ねてお願いいたします。

20 番 江原議員

江原議員／***の中で議長の答弁がありましたけれども、3月5日に1時から急遽議運を開いたという話を事務局から私いただきましたけれども、会派の議員と連絡をしてきたというふうに今おっしゃいましたけど、私は、議会運営委員会を開催していることについて、その内容については賛同できないと、一般質問は議事日程どおりやるべきだをお願いしました。しかし、これまでもこういうケースはなかったわけじゃありませんけど、本来武雄市議会が会派制をとっている建前で、まず全会派が参加する会派代表者会議を開くべきだというのはその後申し入れもしましたけれども、電話で。

そういう状況のもとで議長にお伺いするのは、会派制をとっているから議会運営委員会じゃなくて、まず会派代表者会議を開くべきだ。

この私の訴えですけど、お願いですけども、これについて議長の見解をお願いしたいと思います。

議長／20 番 江原議員の議事進行について見解を述べさせていただきます。

3月2日に議会開会しておりました。

その以前にも議会運営委員会で、日程等についても御協議をいただいて、全会一致で了承していただいた経緯がございます。

今回の件につきましても、もう開会中のごさいますして日程的にももう余裕がなかったと。

緊急に議会運営委員会を開催していただいて、議会運営委員会に諮問をいたしました。

これが議会の通常の運営の仕方でございます。

今までも、私が知る限りでは1回だけ会派の代表者会をした覚えが、この議会運営委員会で

決定を見ることができなかつた場合にした記憶がございます。

しかし、そのときも議会運営委員会にまた戻ってきてもなかなか決定を見ることができなかつたと。

そのときには議長からの諮問をやめて、議長の手元にまた諮問した議案は戻したと。

そして、そういった場合はどうするかといったときには、全議員さんに諮って議会で議決をしたという経緯が1回だけございます。

今回も代表者会をする時間もなかつたし、議会運営委員会諮問をいたしておりましたので、議会運営委員会に全件お任せいたしました。

以上です。

14番 宮本議員

宮本議員／議運によって日程は決まったということで、それは了承いたしました。

事前の策として、嬉野市さんは一般質問を後のほうに回してあるということで、武雄の場合にはもうそれはできないんですけども、質問も提出して聞き取りも済んでおります。

そこで、後日落ち着いてから、その質問に対して複雑に書く必要はないんですけども、簡単に答えの方向性を書いていただけないかということを経長に申し入れたいんですけども、その件についてお願いします。

議長／静かに。

今宮本議員の議事進行につきましてでございますけども、2番 豊村議員の質問の中でも、議事進行の中でも答えましたけれども、通告されていた議員の質問内容は執行部も十分把握されているところでございます。

執行部とされても、皆さん方のそういった質問内容、課題についてもしっかりと対応していただけるように申し入れをしていきたいと。

文書をもって一般質問の回答というのは、行う考えはございません。

ここで、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3月2日の議案質疑における答弁訂正の申し入れが執行部からあっておりますので、発言を許可いたしたいと思っております。

川久保営業部理事

川久保営業部理事／おはようございます。

3月2日、第11号議案の議案審議の際に、江原議員の質疑への答弁で土地の取得単価と分譲単価を取り違えておりましたので、訂正を申し上げます。

今回は、農地を除く山林や原野等でごございましたけれども、取得単価につきましては、市の買収単価に準じまして平米380円で行っております。

また、立木補償単価については、損失補償算定標準書に基づいて算出をされております。

杉、ヒノキ等がございますけれども、樹木の種類、樹齢等で単価が異なっておりますが、参考までに今回の購入価格を本数で割り返しますと、平均で2157円になるところです。

以上、訂正を申し上げます。

議長／市長から提出されました第33号議案及び意見書第1号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1．常襲水害地対策特別委員会報告及び、日程第2．議会改革等調査特別委員会報告並びに日程第3．災害復興対策特別委員会報告の3件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたしたいと思っております。

最初に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

牟田常襲水害地対策特別委員長

牟田常襲水害地対策特別委員長／おはようございます。

常襲水害地対策特別委員会の報告を行います。

御案内のように、未曾有の被害を令和元年8月に武雄市を襲いました。

避難者数1000人以上、床上床下あわせて1500件以上、そして市内の被害は100億円以上、未曾有の災害がこの武雄市を襲いました。

当委員会にいたしましても、災害発生後すぐ委員会が開催され、被害状況の確認やいろいろな要望、そして翌月には10月1日に武雄河川事務所、そして佐賀県に要望に行き、同10月、九州地方整備局、翌11月には国土交通省、そして国会議員各位を回り、六角川、そして松浦川、そして内水対策等、多々、多岐にわたり要望をいたしました。

その中でも今回、六角川の河川対策5カ年計画で400億近い金額ついたのは本当に感慨深いものでもあります。

そしてさらに、六角川調整池事業に関しましても、昨年3月国会において予算化され、事業化に至っていると、本当にそれに携わってきた方々の努力が実を結んでいるというふうに実感しております。

松浦川に対しましても、内水対策の推進を強く要望し、武雄市に流れる二大河川、両方とも要望をまいっております。

ハード、そしてソフト事業わけて、内水対策、そして本河川対策、いろんな面に関しても要望、そして委員会でも話してきております。

そして、さらに11月22日には防衛省を訪問し、豪雨災害のときに延べ2000人以上の自衛隊の方々の御尽力を賜りました。

委員会として、そして武雄市として御礼を申し上げて、いつまた何時お世話になるかもしれない、いつ何時助けをいただくかもしれないということで、感謝の意をあらわしてきたところでございます。

これからも委員会として対策をどんどん要望し、そしていろんな人の意見を聞きながら、最小の被害になるよう、後手後手にならないよう、先手先手でいきたいと思っております。

以上、報告を終わりたいと思っております。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革等調査特別委員会の報告を求めます。

松尾初秋議会改革等調査特別委員長

松尾初秋議会改革等調査特別委員長／おはようございます。

議会改革等調査特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会において、タブレット型端末の導入による効果等の調査研究を大きな柱として取り組んできました。

令和2年2月に導入し、試験運用が開始されたところでございます。

今後も端末の活用について調査研究を進めるとともに、効率的な議会運営のため、議会改革全般の調査研究に取り組んでいきます。

以上で、議会改革等調査特別委員会の中間報告といたします。

議長／ありがとうございました。

次に、災害復興対策特別委員会の報告を求めます。

山口昌宏災害復興対策特別委員長

山口昌宏災害復興対策特別委員長／災害復興対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

おはようございます。

災害復興対策特別委員会の中間報告は、令和元年8月27日から28日未明に発生した前線に伴う記録的な集中豪雨により、武雄市は未曾有の災害に見舞われました。

武雄市議会として、この災害の早期復旧、復興に向けた諸問題の解決を目的とする災害復興対策特別委員会を、9月27日の臨時議会において設置をいたしました。

本委員会では、設置と同時に、政府及び国会に市民生活や経済活動をすみやかに回復するよう要望する意見書を提出いたしました。

また、10月9日と28日に委員会を開催し、それぞれの議員がそれぞれの立場で災害の復興復旧に携わった中で、優先的に解決に取り組むべきと考える課題を挙げ、執行部の現状を確認しながらその支援対策等について検討をしたところでございます。

その中でも特に、「災害ごみの処理」、「農地、道路、河川の被害状況」、「義援金・支援金」、「商工業者に対する支援」、「被災者証明の発行状況」、「市民税や各種料金に関する減免措置」などについて検討をいたしました。

また、今定例会において、新型コロナウイルス感染症対策についても本委員会で検討していくことになりました。

本日、1月6日に国が新型コロナウイルスについての第一報を出したところから、昨日までの国、県、市の取り組みについて各議員の席にお配りしていますので御確認をいただき、災害復興対策特別委員会の報告といたします。

以上です。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で、各特別委員会の報告を終わります。

これより、議案審議を開始いたします。

日程第4．第1号議案 武雄市債権管理条例を議題といたします。

第1号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

12番 池田議員

池田議員／第1号議案 武雄市債権管理条例について質問いたします。

まず、この条例において、全ての債権を一元化するものなのか、そしてこの条例自体が平成30年、県が制定した条例をもとに案としたと勉強会のおきお聞きをしましたが、この条例の制定に至った経緯については、先ほど高額医療費等の未償還金に、そういうものについての債権に原因があったのか。

次に、第7条の延滞金の利率、年14.6%と年7.3%のこの利率を設定した根拠について。

次に、第6条の下ほどに、やむを得ない理由があると認められるとき、この理由の部分、そして、第7条3のやむを得ない事由があると認めるとき、理由と事由、ここで文言が変わっております。

そして、第8条においては強制執行等の部分ですけれども、これについては第12条の規定に

より履行期限を延長する場合、その他特別の事情があると認める場合と、12条のほうには、履行延期の特約等という項目が設定をされております。

この部分について、第6条と第7条の部分には根拠となる規定が設定をされておられません。そして、第14条で債権の放棄というところで、これまでは未償還金等の債権について処分する場合は議会の議決が必要であったと思いますが、これにより議会に報告したりする等のことが必要なくなると理解しておりますけれども、この辺について報告等どうしていくのか、その辺の協議については議論されたのかをお尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／おはようございます。

まず、質問でこの時期に条例を制定したというところについてですけれども、先ほど議員のほうからも紹介ありましたとおり、佐賀県のほうが平成30年3月に債権管理条例を制定されております。

また、昨年8月の豪雨災害を受け、災害援護資金につきましては高額な貸し付けが発生しております。

このような状況から、債権について適正な管理をする必要があるというところから今回策定することにしております。

続きまして、延滞金の率についてでありますけれども、延滞金につきましては地方税法の延滞金の徴収と算定についての定めがございます。

今回は、それを準用させていただいております。

それから、6条、8条、それから9条、特別な理由とか事由とか***、この言葉については特別、何か考えがあって言葉を変えているということではありません。

県の条例とか各先行している自治体等の条例案を参考にしてつくらせていただいております。内容につきましては、債務者との面談等により状況確認を行いまして、それで特別な事由があるというふうな判断をした場合には、それぞれ免除をしたりするというようなことになっております。

最後になりますが、債権の放棄につきましては、確かに債権管理条例を制定することで議会に対してというところがございます。

ここにつきましては、正式にというか、どういう格好で議会のほうに報告するかというところはまだ協議できておりませんが、早急にこの辺は議会に対しての報告のやり方というところを協議いたしまして提示できるような格好にしていきたいというふうに思っております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／多分、この案件というのは高額貸付というけど、医療費貸付の件から来ているのかなと思いますけど、条例に定めなくても、多分そういうのあったら、今まで規則とか要項とかあったと思うわけですね。

だから、そういうのがあったのか、まずは条例以外に規則とか要項があったのかなかったのか、お尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／今までは債権を担当している部署で、それぞれ管理をしていたということになっております。

ですので、今回条例を一元化することによって統一的なルールを作成することで、適正な管理を行いたいということでの制定ということになっております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／これまで第2条ですけど、定義の中で債権の種類として議案の概要の説明書ですけど、公債権と私債権という分類が示されているわけですが、今回の条例提案に災害債権が発生するからということ貸し付けをしているからということでしたけど、これまでの定義で第2条に基づいて、これまでどうだったんですか、これが一点。

今の説明では、新たに災害債権が発生したからこの条例を提案したと趣旨を言われました。私はここにあるように、第2条のアとイ、公債権と私債権で規定されているわけですけど、これに対して、これまでなかったと思うんですね。

あったのかなかったのか、これ一点です。

こういう書類を保存期間について、どういう書類が保存期間についてどういうふうになっていたのかお示し願えれば、2点です、よろしくお願いします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／今までの公債権、私債権、全部で90弱くらいの債権がございましたので、管理についてはそれぞれの部署において適正管理に努めていたということになっております。書類の保存期間等についても、基本的にはそれぞれの債権を管理しているところで保存期間の管理をされているということで考えておりますので、今回、税務課のほうから提案させて

いただきまして、それぞれの債権についての期限等についてまで、申しわけございません、把握をしておりません。

これでよろしかったでしょうか。

あと、申しわけありません、聞き取りができなかったんですけど、答弁はこれでよろしいでしょうか。

議長／20 番 江原議員

江原議員／さっきの質問もそうですが、この条例をつくらなければならない第一の理由です。その理由に、災害債権が発生したからこの条例を提案したと言われているんですよ。

じゃあこれまでどうだったんですかというのを聞いているんです。

それが、第2条にある公債権と私債権、これについて、これまでどうだったんですかと聞いている。

だから、今までそういうのは、これに該当するようなことで処理したことはないわけでしょ。

あったのかなかったのか、お尋ねしています。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／今回の条例の制定につきまして、大きなきっかけになったのは確かに昨年の災害援護資金で3500万程度の貸し付けを行っております。

この分について適正な管理が当然必要になってきます。

それがきっかけという部分と、先ほど申しましたように佐賀県初め、債権管理条例が策定されております。

統一的な基準に基づいて管理をする必要があるというところから、今回条例についてお願いしているところであります。

これまでも公債権、私債権当然ありました。

あった部分についてはそれぞれの部署で適正に管理がなされているものと考えております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／それぞれに各部署で適正に管理されていたということでもいいんですね。

今回提案する理由が、これまでの債権には全然該当しないわけですね。

今回3500万の災害債権だけ見ていくと。

だから、これまでどうだったんですかというのを聞いているんですよ。

適正に管理されていると、管理されていなかったからこうなっているんですよ。
お願いします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／これまでにある債権についても、債権管理条例に基づいて今後は当然管理していくということになります。

議長／質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第2号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始いたします。

14番 宮本議員

宮本議員／体育館周辺の用途区域をちょっとオーバーする形でも認めまじょうと、市長が許可する場合においてということになると思いますけども、大体法の前の平等というんですかね、近隣地区の方も住居地域とか低層住宅とか、そういうのを受け入れながらやってあって、行政のほうは、市民のほうを制限しながら行政のほうは特別にいいですよというようなことはいまいちすっきりならないかなという感じに思うんですけども、その辺の不平等さというんですかね、皆さんには制限しとって、市のつくるものは制限はなくしますよという不平等に関する面と、もう一つは変更までして何か容積率とか、それをオーバーするような建物を建てる計画があるのかについてお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

御質問の特別用途区域ということでございますけれども、周辺の皆様方に制限をかけるということではございませんで、特別用途地域におきまして、土地の利用の増進、環境の保護、特別な目的の実現を図るために指定するものでございます。

特別用途区域内では、条例を定めることで用途区域による全国一律な用途の制限を***するものでありまして、市町村が地域の特性に応じて用途の強化、または感応(?)することができるものでございます。

それから、もう一つの御質問でございます、現在新体育館を計画しておりますのは観覧場を

伴う新体育館でございますので、そこに見合うためには特別用途地域を***する必要があります。

以上でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／制限をするというか、あのような住居地域になっているから、こういう商業地域になっていないからこういうふうになっているのかなと思うんですね。

だから、周辺の人には低層を強いているわけですよ、今の現状。

それとの今度、特別扱いというところを言っているわけで、新たに制限するということを行っているのではないです。

もともとあの辺は商業地域じゃないから低層になっているということを行っているわけです。そしてもう一つは、観覧情報というのは、騒音があるから近隣に迷惑をかけてはいけないからということですよ。

そしたら、そこだけ外したら音が横に漏れるということですよ。

その辺の矛盾はないですかね。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／近隣の周辺の皆様には十分配慮しながら防音等も考えてしていくものと考えております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6．第3号議案 浄化槽法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第3号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員／この浄化槽、理由には浄化槽法の改正に伴うものと書いてありますがけれども、それは50人が100人槽に設置が拡大されたという部分であると思いますけれども、個別浄化槽を市営浄化槽に名称を変えるわけですよ。

私は以前、個別浄化槽になったときに、市民にわかりにくいので市営浄化槽というふうにし

たらどうでしょうかと言ったけど、いやいや個別は個別だからといって、あくまでも個別と言われた経緯があってですよ、今ここで市営浄化槽に変えるというきっかけになったものは何なのかということですね。

もう一つは、浄化槽の50人が100人になれば、50人槽と100人槽の管理上というか、経済的な得する部分というのはどの程度に当たると思われますか、お聞きします。

議長／高倉上下水道部長

高倉上下水道部長／おはようございます。

議員お尋ねの、今回の浄化槽法の一部改正に伴います名称の変更でございます。

浄化槽につきましては、浄化槽法の中で今回、公共浄化槽という定めになります。

そこで、市内には市が管理をしております市町村型浄化槽と個人型の浄化槽と2つが存在するわけですが、今後の名称としましては、市が管理する浄化槽を市営浄化槽という形にすれば市民の混乱がないということで、今回改めるものでございます。

もう一点の御質問でございますが、今回、浄化槽の制限を50人槽から100人槽に拡大をいたしますが、現在集合住宅等が多数建設されまして、浄化槽を現在市内でも設置してまいっております。

中では、2棟建築する中で浄化槽、50人槽を2つつくったり設置して対応しているところですが、今回の100人槽への拡大によりまして現在2基設置をしている浄化槽を1基で賄えるという利点がございます。

また、設置工事につきましても、100人槽で1基ですることによって工事費の節減、それと、今後の維持管理費についても軽減されるということで、今回改正するところでございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第4号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第4号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

12番 池田議員

池田議員／第4号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例についてお聞きします。改正の理由としては、公文書の存否を答えることによって不開示とするべき情報を開示することになり得る情報、児童虐待、DV等の被害者のプライバシー侵害等が予想されるものの開示請求に対応するためということで、第9条の部分に改正がなされていますけれども、この

運用に当たって、条例改正の理由についてはDVとか何とかを保護するためということで理由を申し述べられましたけれども、条例の中には、この辺の保護すると、これを保護するための条例と限定した条例改正なのか、その辺についてお尋ねしたいのと、これは文書自体を完全に存在しないということで多分制定されるわけですがけれども、この文書自体を完全に存否をなくすことができるのか。

もし漏れた場合等の処置等についてはどのように議論したのかお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

今回の条例改正の改正理由でございますけれども、児童虐待、それからDV等の被害者のプライバシー侵害のみならず、例えば、犯罪の予防、それから犯罪の捜査、企業活動への影響など、さまざまなケースを想定するものでありまして、いろいろなケースをもちまして存否、応答、拒否を追加するものでございます。

それから、情報そのものがあるかないかということ、ないというふうに答えるのではなくて、あるなしを含めて回答を、応答を拒否するという条例の定め(?)でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／文書自体を完全に否定することではなく、開示に対する場合に文書の存在を否定すると。

違うんですかね。

そしたら再度説明をお願いしたいのと、私は文書自体の存在を、開示請求に対して否定するのかなと思っておりました。

そして、いろいろなケースを想定し運用されると、裁判とか何とかということですがけれども、ある自治体では児童虐待のケースで、文書の存在がちょっと漏れただけで大きな件につながったケースもあります。

そして、これ、条例自体で限定をされていけませんので、この運用に当たっては物すごく慎重にならなければならない部分も出てくると思います。

これが開示請求に対して、文書の存否を明らかにする場合に限定をされていないから、恣意的な運用にならないように担保もしっかりととらなければいけない。

担保することも必要だと思いますけれども、それに当たって、マニュアルとかガイドラインの策定の必要性があると思いますけど、その辺あるかないか、その辺議論をされたのかお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／その文書等の存在そのものを否定するのではなくて、回答そのものを拒否するという規定でございます。

それから、この条例に既に情報については十分に配慮をすることという規定がございますので、特にガイドライン等の定めは予定をしておりません。

議長／質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第5号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第6号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第6号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員／国民健康保険のほうは、県のほうから大体必要な金額を示されて、私はそのままそれを市のほうでも準用してするのかと思ってましたら、いや、県から示された数字に武雄でも審議会を開いて最終決定をするということだと思えます。

それで、県から示された数字と武雄市が修正した数字、どういう観点でその数字になっているのかについてお尋ねします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／この国保税につきましては、これまでは武雄市で独自の医療費、あるいは被保険者数で割り返して算定しておりましたが、今回から、昨年からの佐賀県から一本化の国保

ということで、各自治体ごとの利用者の数、あるいは医療費を勘案して、それぞれの町に応じた保険料が提示されます。

先ほどおっしゃったように、武雄市はそのまま県の提示された保険料ではなく激変緩和策を加えまして幾らか武雄市から補填をしまして軽減に努めて保険料を策定して、二段の保険料となっております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／その軽減をするに当たっての理論というんですかね、こういうふうに軽減するというのがあればお聞きします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／軽減についての一定のルールはございません。

ただ、令和9年に県の一本化した保険料になります。

それまでの間はどうしても各市町で保険料の違いがございます。

武雄市としては令和4年度に県の示された保険料に統一するというふうな考えを持って今行っております。

その先ほど言った軽減については、国保運営協議会に諮りまして、これぐらいだったらいいんじゃないだろうかというふうに、十分な論議を重ねて答申をいただいたところでございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 第7号議案 武雄市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第7号議案に対する質疑を開始いたします。

14番 宮本議員

宮本議員／これも以前の債権の取り損ないというところからの関連と思うんですけども、以前は結局病院にかかったときに全額を払わんといかんということで、その分を個人の負担分と行政の分といいますか、それを借り入れして一遍に払っていたということですよ。

今はその立てかえ払いではなくて、直接病院に行けば個人負担だけでよくなっているわけで、制度が変わってるわけですね、以前の貸し付けて焦げ付いたときとですね。

だから、あえてまたここにお金を用意して窓口負担にできるのに、用意して貸すというか、そういうようなリスクがあるんじゃないかなと。

そして、貸すとなれば、税を払っていない人とか国保税を払っていない人という、義務をしていない人になるわけなんですよ。

そういう義務を果たせない人に貸し付けて、返済の可能性があるのかなと思うわけなんですよ。

だから、もうそういう立てかえ払い制度がないわけだから、別の形で保険証を発行するとか、そんな形に持っていかないとただお金を寝かせるだけになるんじゃないかなと思いますけれども、その点についてお聞きします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／まずは、先ほど議員さんおっしゃられるように、以前は病院で高額になった場合は武雄市から借りて払う方もいらっしゃいましたので、この貸付制度がございます。

平成18年か19年ぐらいから限度額認定証という形で、その所得に応じた証明書を出せば個人負担だけでいいよということになって、この高額貸し付けがほとんどなされていません。今回これをなくせばいいんじゃないかというふうな質問でしたが、実際今回、県の統一した国保になりました。

その中で一定、滞納者、あるいはそういう方たちについては限度額認定証が発行できません。そういう方については高額貸し付けが必要になります。

先ほど議員のほうからお金が払えない、税金とかが払えない、そういうのを受けなくていいんじゃないかというふうな疑問視をするような質問がありましたが、誰でも医療を受ける権利がございます。

それについては、武雄市としては、これまではできるだけ資格証の発行をせずに短期保険証なりこういう貸し付けをして対応して、できるだけ多くの方に安全な医療を受けていただくことに力を注いでまいりました。

ですので、今後もそういう形で武雄市としては進めていきたいと思っております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／結局、短期保健証を出すということは、その窓口で出さなくてもできるということでしょう。

だから短期保険証を出さないこともあるということですか、そういう保険証を全く出さないこともあるということですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／昨年来、国保でいろいろ御迷惑をおかけしました。

その際に事務を適正に行うというふうに私ども申しあげましたので、これまでは収納対策室の相談があれば短期保険証とかそういう形で行っておりましたが、出納ではちゃんと資格証を配るとか、あるいは資格証を配って、税金の滞納者については国保の保険証ではなくて資格証を配る、そういうふうなことがありますので、今後はそういうのを含めて適切に国保運営の***に当たっていきたいと考えております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 8 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 8 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 9 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 9 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 10 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 12 号議案 市営志久住宅 1 号棟建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について、及び、日程第 15. 第 13 号議案 市営志久住宅 2 号棟建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についてを一括議題といたします。

第 12 号議案及び第 13 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

5 番 江口議員

江口議員／12 号と 13 号の分に関してですけど、勉強会の折に、金額、設計変更の内容ということでクレーン利用日数の増加、そして残土処分費の追加、手すりの追加ということで内容を聞いておりますけども、この件に関して、クレーン利用日数の増加は出てくると思うんですけども、残土処分の内容、残土が質が悪くてほかの***の利用ができなかったという説明を受けております。

また、この手すり、この分、手前の設計書においてわからなかったのかというところ、このあたり、手前の調査、設計書の確認、このあたりしっかりできていたのかどうかということをお質問いたします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／おはようございます。

今回の志久住宅の建設事業に伴う請負契約の変更につきまして、先ほど発生土の処分費用について御質問がありましたけれども、基礎工事を着手したところ、旧石炭積み込み場の廃材やコンクリート塊、タイルがら、なおかつ石炭***等が混入していたことで流用土として利用に適さないと判断したものでございます。

また、そこの土質調査につきましては行っておりません。

手すりにつきましては、設計上漏れということでございます。

議長／5 番 江口議員

江口議員／今説明で、地質調査していないと発言のほうをいただきましたけども、これ、あり得ますか。

調査必要じゃないですか。

もう一度お伺いします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／失礼しました。

地質調査はしてはしましたが、たまたまその調査の時点では、がら等に当たらなかったということでございます。

議長／静かに、静かに。

5 番 江口議員

江口議員／建設予定地ですね、その場所は私でももともと石炭積み出し場だったことは知っております。

それを、部分的に調査をしたところで、そこが出てこなかったということは、これだけの大きな建物を建てるに当たっては調査不足だと思いますけども、そのあたりはどう思いますか。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／今回、地質調査につきましては、必要とした箇所5カ所を調査いたしております、十分だというふうに当初は認識しておりましたので、そういうことでしましたけれども、たまたまでございますが、タイルがら(?)等に当たらなかったということです。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／住宅の設計変更というのは、私、あれだけの人数があつて、防犯カメラとかつけられないでしょうかとか、例えば今高齢者の一人住まいでガスじゃなくてポータブル IH の電源をそこに持ってきてくれないでしょうかと言ったら、もう計画が出ているから変更できないとか言われるわけですね。

その辺の志久住宅の内容ですけれども、志久住宅の変更、住宅の変更というのは、どういうところで、あの人はできない、今度はできるんだという、変更の一つのルールとか何かそういうのがあるんですかね。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／今回の志久住宅の変更につきましては、やむを得ない事由、あるいは瑕疵による部分につきまして変更しておりますので、あとの質問がありました部分につきましては統一的な市の建設方法によってされているものと思っております。

議長／質疑をとどめます。

両議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 14 号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

第 14 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 15 号議案 市道路線の変更についてを議題といたします。

第 15 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 16 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

第 16 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があっております。

12 番 池田議員

池田議員／第 16 号議案についてお尋ねします。

2 款 1 項 5 目 13 節の広報用素材の部分で減額となっておりますけれども、大幅な減額です。当初で四百幾らだったと思っておりますけれども、この減額になった理由についてお尋ねします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／議員お尋ねの分についてでございますが、これにつきましては昨年度までプロのカメラマンを年間契約で委託をし、広報素材等の撮影の委託をしていた金額でございます。

今年度につきましては、年間計画を踏まえずに必要な応じカメラ依頼をしたということで、その分での減額でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／これまで写真を撮っていただいて広報等に活用してきたということで年間委託ということでされてきたということですが、今後、予算は少なければ少ないほうが十分市民に対しても効果があると思いますけれども、これをなくしたことによって武雄の広報の素材として、十分に合うのかどうか、新年度予算には計上されていませんので、その辺の議論をされたのかお尋ねします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／今回の契約に当たりましては、今年度契約等の調整する上で難航いたしまして本年度契約に至らなかったわけございまして、それにかわる形として、特に写真等の素材については職員等の研修を行ったり、重要な部分につきましては先ほど申し上げました、ポイント的に市内のカメラマン等に依頼をして、現状維持を保っているという状態でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／60 ページですけども、し尿処理費のところですよ。

去年の夏前までは職員さん2人に臨時の方というか、女性の方1人、3人でやっていたわけですね。

今その1人の職員さんは競輪課のほうに行っていて、1人の職員さんはやめられておいて、女子事務員さん1人だけがおられるんですけども、それでも回っていているわけなんですよ、職員さん誰もいなくても回っていているわけなんですよ。

議長／第16号議案ですよ。

20番 江原議員

江原議員／補正予算の2ページですけど、歳入、入湯税の300万、この入湯税の申請、予算の組み方、この補正で令和元年度が3100万1000円になって、平成25年は2000万というのが当初予算の入湯税でしたが、この7年、8年で約1000万ふえていますので、どういう申請、報告体制になって事業をされているのかお尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／入湯税につきましては、事業者のほうから申請をいただいて許可をして入湯税を納めていただくということになっております。

急激にここ最近伸びた分につきましては新たな事業所様がふえたというところで、入湯税がふえている状況になっております。

予算の立て方にいたしましては、決算見込額、それから翌年度の見込み等を立てながら予算計上をしている状況にあります。

議長／20番 江原議員

江原議員／この令和元年度の3100万1000円、これは各事業所の申請に向けて予算ということですので、その基礎台帳のようなものがあるかと思うんですけど、ありますか。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／入湯税に関しましては毎月報告書が事業所様のほう、特別徴収義務者ということになっていきますけど、そこから報告書が上がって、その分を納付していただくことになっていきますので毎月台帳でその辺の収納確認をしながら行っているところであります。

議長／質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第19．第17号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

第17号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 18 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 18 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 19 号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22. 第 20 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 23. 第 21 号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 22 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 22 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 23 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 24 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、12 番 池田議員

池田議員／第 24 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計予算について質問いたします。

説明書の（29 ページ）歳出の部分でございます。

2 款 1 項 4 目 10 節の光熱費の部分ですけれども、これ、昨年度の予算で 4252 万円計上されておりますが、2 年度については 3200 万 7000 円ということで、大幅な減額となっておりますけれども、節約等でこういう金額になったのか、その辺の説明をお願いします。

議長／池田議員、通告項目が多く出されておりますので、2 回に分けての質問をお願いします。

池田議員／項目を 2 回に分けて質問させていただきます。

次に 2 款 1 項 7 目 18 節の防災航空隊負担金ということで、383 万 8000 円、（33 ページ）上の

方にありますけど、県の防災ヘリ導入に当たっての計上かなと思っておりますけれども、これ、この負担金について、各自治体、消防署があるところ、県単位の負担をあったのかそれとも各自治体に対しての負担があるのか、その辺の算定基準についてお尋ねします。

次に、(35 ページ) の 2 款 2 項 1 目 7 節、ふるさと納税に対する謝礼ですね。

昨年では 4 億 9000 万、今年度は 1 億 3200 万と大幅に謝礼の部分が下がっております。

この辺について、これまではこの謝礼について、謝礼品の郵送等は別で補正予算のときに上がったいろいろな質問があったと思いますけど、この辺について、これ全てを含めて委託されているのか、そして、12 節のふるさと納税業務委託料、これも昨年 5194 万 3000 円に対して、3520 万の減。

ふるさと納税の減額に伴う減となっておりますけど、先ほど申し上げました委託料の中に配送料等含まれるのか、この辺について、3 件ですかね。

次に、13 節使用料及び賃貸料、ふるさと納税システム利用料、これについては大幅な減収見込みに対して、昨年度は 3106 万 9000 円、今年度ですね。

2 年度に関して 3089 万 3000 円と、これについては利用料に対して変動がありません。

この 3 つについて、謝礼、委託料、利用料、減額幅が各節によって変わっている部分、この辺の算定基準についてどのようになっているのかお尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／予算説明書 (29 ページ)、2 款 1 項 4 目財産管理費の光熱水費の減の要因ということですが、31 年度予算では庁舎の光熱費の年間見込みが立っていなかったところから過大な計上になっていました。

それと令和 2 年度では、旧北方庁舎の光熱費が入っていないのでその分で大きく減になっているところでございます。

議長／水町総務部長

水町総務部長／佐賀県防災航空隊負担金、3083 万 8000 円ですが、当該航空隊の人件費 6500 万円を県内 20 市町で負担するものでございます。

均等割が 2 割、人口割 4 割、普通交付税基準財政需要割 4 割で算出するものでございます。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／ふるさと納税関係の 3 つの質問です。

まず、この3点全てに言えることにつきましては、昨年度寄付見込額7億から今回は寄付見込額が4億になったことでの減額というか、数量が少なくなったということでございます。

まず、ふるさと納税の謝礼に対する分につきましては、これはこれまでもですけども、謝礼につきまして送料込みでの金額を毎回計上させていただいております。

今回も送料込みで約前回の旧額に対して33%程度、ものによって若干上下しますが、33%で計上しております。

次の12節の委託料ですが、これにつきましては納税額に対しての8%プラス消費税で形状をさせていただいております。

13節のシステム利用料について、これも今年度は納税が下がるということで見込みで、そもそも少なくしておりましたけれども、システムを活用してますふるさとチョイスにつきまして、これまで1%の利用料が新年度から5%に上がるということになりまして、数字の計算をしたところ、3089万程度というふうになったところでございます。

パーセントにおきましてはほかのシステムも含めて大体7%から8%程度、寄付額の中に入っているところです。

議長／12番 池田議員

池田議員／謝礼に対する分、送料込みで33%を想定しているということよろしいですね。送料込みということです。

納税システム利用料のほう、5%に上げられたと。

ふるさとチョイスのほうから利用料の5%、収入額、納税額の5%にすると。

これ、なぜ上げられたのかその辺の説明はありましたか。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／システム利用料の値上げにつきましては昨年からふるさとチョイスを運営しています会社からの通達がありました。

その中で、これまでの1%利用に対して来年度からは4%上げるという旨の通達のみが来ております。

議長／12番 池田議員

池田議員／1%から4%上げて5%にするということで通達だけ来たと。

それに対する中身については、例えば5%に上がるけど、5%に上がることでやっていけるか。

業者に対する問い合わせ等議論がなかったのかお尋ねします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／議員御指摘のとおり、そこについては4%上がるということで庁内でも非常に議論しております。

その分返礼品率が下がると、返礼品の数量が下がる、いろんな費用がかかると協議はしておりますけれども、このふるさとチョイスはふるさと納税を出すポータルサイトの一つとしてほかに選択肢はございます。

それを見ましても5%を値上がりしてもふるさとチョイスのポータルサイトが一番安価というか、安くできるということで今回はこのまま継続していきたいと考えております。

議長／質疑をとどめます。

20番 江原議員

江原議員／30ページの庁舎の吐水工事471万。

この内容と同時に、新聞記事で水路のせきの改修が述べられていますけど、市庁舎の西側約200メートルにある2カ所で行うと。

これが300万と、これどういう内容なのか御説明お願いします。

両方、2点。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／庁舎の止水工事につきましては、庁舎の1階部分で出入りできる場所について、止水板を設置しまして水の浸入を防ぐというような工事を今回行いたいと考えております。

議長／高倉上下水道部長

高倉上下水道部長／議員お尋ねの排水路の改修工事の件でございますが、旧庁舎北側につきましては、富岡雨水排水路となっております。

それと、西側の中央公園と旧庁舎の間に流れます川が県河川の富岡川となっております。

今回の8月豪雨によります庁舎の浸水の要因の一つとして、旧庁舎跡地から北側にあります水路の流入のほうが今回の浸水の要因の一つではないかなと思っております。

そこで、現在その西側にありますちようど公園とこと旧庁舎のところですが、その流入を調整することによって市街地に入ります雨水の調整工事を早急に考えたいということで計上しているところでございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

議案審議につきましては詳細に質問していただくのはいいわけですけど、武雄市は委員会方式をとっているのです、常任委員会に付託をいたします。

全部聞かれたら常任委員会で質疑する、あれははないんですよ、一つ一つ細かく聞かれたら。委員会方式ですので、そこら辺を考慮して質問をお願いしたいと思います。

日程第27. 第25号議案 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
第25号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第28. 第26号議案 令和2年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
第26号議案に対する質疑を開始いたします。

第26号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第29. 第27号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。
第27号議案に対する質疑を開始いたします。

14番 宮本議員

宮本議員／競輪の宿舍とか検査場を新たにつくるということで、途中で計画変更というか延期したんですけども、新年度予算での位置づけというのはどういうふうになっているのかお尋ねします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／お答えいたします。

これにつきましては、繰り越し措置を行いまして令和２年度に措置をしております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 30. 第 28 号議案 令和２年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 31. 第 29 号議案 令和２年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 32. 第 30 号議案 令和２年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第 30 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／今年度から、新年度から水道課がなくなって、結局水道課職員が工業用水道の管

理をしていたと思うんですけど、今度環境課に行くと言っているんですけど、実際、誰が管理するのかについてお聞きします。

議長／高倉上下水道部長

高倉上下水道部長／武雄工業用水の事務につきましては、新たに設けられます環境部で行うようになっております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 33. 第 31 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計予算を議題といたします。

第 31 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 34. 第 32 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 32 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付しております区分表のとおりでございます。

日程第 35. 第 33 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

神宮営業部長

神宮営業部長／御提案申し上げます。

第 33 号議案、志久排水排水機場災害復旧工事請負契約の締結について補足説明をします。
追加議案書の 1 ページをお願いします。

本議案は武雄市議会の議決に伏すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものです。

本工事の請負契約は令和 2 年 3 月 9 日付けで、トリシマ製作所佐賀支店と仮契約を締結をしております。

契約金額 3 億 1515 万、工期は議会の議決日の翌日から令和 3 年 3 月 26 日です。

追加議案の議案資料 1 ページに平面図、2 ページに断面図、3 ページに仮契約の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長／第 33 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 36. 報告第 1 号 専決処分の報告について、から日程第 38. 報告第 3 号 専決処分の報告についてまでの 3 件を一括議題といたします。

報告第 1 号から報告第 3 号に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき。

8 番 古川議員

古川議員／これ交通事故の専決処分だと思います。

毎議会、このようなことが起こっております。

それで、一つ質問をいたしますが、これに被害者の名前は書いてありますが、加害者の職員の名前は書いてないわけです。

公表はできないのか。

それから、同一職員が何回でも起こしとることはないのか。

それから、加害者の職員に対してペナルティはあるのか。

お答えをいただきたいと思います。

議長／水町総務部長

水町総務部長／専決処分の報告について、交通事故等について、職員が起こしました事故に対してはおわびを申し上げたいと思いますが、発生した職員そのものの氏名についてはこれまでどおり公表はしないということといたしております。

それから、ペナルティといいますか、起こした職員につきましては専用の研修を設けておりました、必ず交通安全研修を受けさせる、それから公用車の清掃等の実施ということで、そういった措置を行っているところでございます。

議長／水町総務部長

水町総務部長／同一職員が複数起こした事故は把握しておりません。

議長／ほかに質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 39. 意見書第 1 号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

18 番 牟田議員

牟田議員／提出者を代表して提出理由を述べさせていただきます。

提出理由を言う必要もないぐらい、このコロナウイルスの、もちろん病的な被害もありますけど、現在佐賀県からは出ておりません。

武雄市内でも市長が先ほどコロナウイルスの部分で言われました、深刻な影響が出ております。

これはもう肌で感じられていることと思います。

例えば、先週そして先々週の土日、旅館、ホテル、そして事業所、飲食店も回ってみました。

そういう中で言われたのが、前年対比で 50%行っていればいいほうだと。

ひどいところは、前年対比 90%減と。

1 割減じゃないですね、90%以上減です。

これは今まで SARS のときもリーマンショックのときでも、8月の災害時でもここまでひどく
なかったという数字が出ております。

先日、観光協会のイノウエ専務理事が各事業所さんを自分の足で回られたそうです。

そういう中で生の声を聞かれたのを私に言ったときに伝えてくれました。

それは本当にひどいものだと、びっくりしました。

災害の後に同じように調査したときと比べて、先が見えない分、本当に怖いと言われており
ました。

これは武雄市に限らず全国的なものです。

例えば明日は 3. 11、東北大震災があった日です。

あのときも未曾有の被害が出ました。

でもそのときはまだ東日本は元気だったんですね。

なんとか東日本を他の国で支えてやろうと。

いろんなぶんがありますが、今度は日本全体がこういう部分になってるということはわかっ
ているとおりでと思います。

意見書の内容に関しては読んでいただければわかるように、景気の落ち込みがひどくなって
いきます。

そういう中で、1 番、そのまま経済対策のほうに入らせていただきますが、1 番、売上減少、
先ほど言いました、今融資制度が言われております。

融資の無利子無担保の部分で借りられるようにいたします、政府が保証しますとか、そうい
うのが出ておりますけれども、今の現状は無利子無担保でもとても追いつかない現状ですね。
そういう状況になっていたと思います。

国に関しましては、財政出動と以前戦前の大恐慌のときに、各国はニューディール政策とか
ブロック経済とかされました、日本は当時財政出動によってほかの国よりもいち早く立ち直
ったと記憶しております。

そういう中で国においては融資制度以外の財政出動等による補填制度とか、もしくは税等の
減免を考えられないか、ほかにもいろいろあると思います。

そういうもの等考えられないのが 1 番。

2 番、この武雄市です。

武雄市は例えば観光の面からいうと、ちょうど 1 年前韓国のお客が少なくなりました。

そのあと 8月の災害、10月の消費税値上げ、そして今回のコロナ。

武雄に限って言えばほかと違うのは 8 月末の大水害というのがあります。

そこでやっとお金を借りて立て直して、さあ今からというときに今度のコロナで、1 回踏ん

だり蹴ったりになっているところ、立ち上がったところ、立ち上がったばかりで足元ふらふらしている状態でこの状態になります。

先ほど1番で言いました支援制度のさらなる座布団の上乗せみたいな形で災害が起きたところ、千葉もそうだと思います。

そういう部分で、さらなる保証、補填、支援を受けられないかというのが2番目。

3番目は先ほど、これも今言われている直接休業になったときの個人補填ですね、これは企業がやると思いますけど、これに書いてあるとおり正規、非正規、パート、アルバイト、いろんな部分にかかわらず、全てそういうものの保障をお願いしますということであります。

4つ目、やっぱりいろんな部分がマスコミがあおる、そしてSNSによるデマの拡散、こういうのがかえって、例えばどこどこで出たらしいばいとか、出るとか書かれるとそこには観光客も業務店も行かないわけですね。

そういうふうなデマの拡散を防止するために政府はそういう不安定要素をかき消すような報道といいますか発表をやっていただきたいということであります。

きちっと政府が発表することによって、そのデマ、いろんな不安要素が取れるんで、ぜひお願いしますということで、1、2、3、4このように書かせていただきました、もう口でいう必要はないと思います。

はっきり言って国難だと思います。

そういう意味で、緊急に出させていただきました。

皆様の御賛同をお願いしたいと思います。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

質疑はございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

意見書第1号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって本案は所管の常任委員会付託を省略します。

本案に対する討論を求めます。

討論はありませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

意見書第1号は原案のとおり決することに意義はありませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。